

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第13号

射水市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する
条例

射水市地域包括支援センター運営協議会条例（平成27年射水市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「第36号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、「同令」を「省令」に改め、同号に次のように加える。

カ センターの職員配置基準に係る次に掲げる事項に関すること。

(ア) 常勤換算方法を適用すること。

(イ) 省令第140条の66第1号ロに定める複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することによる職員配置を適用すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。